

議第110号

高山市休日診療所の設置及び管理に関する条例及び高山市国民健康保険診療所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について

高山市休日診療所の設置及び管理に関する条例及び高山市国民健康保険診療所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

消費税法の改正に伴い改正しようとする。

高山市休日診療所の設置及び管理に関する条例及び高山市国民健康保険診療所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

(高山市休日診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 高山市休日診療所の設置及び管理に関する条例（平成16年高山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(利用料等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 利用料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第6号に掲げるものに係る利用料以外の利用料については、その額に100分の110を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、その端数金額が5円以上のときは切り上げ、5円未満のときは切り捨てる。）を利用料とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(利用料等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 利用料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第2第6号に掲げるものに係る利用料以外の利用料については、その額に100分の110を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、その端数金額が5円以上のときは切り上げ、5円未満のときは切り捨てる。）を利用料とする。</p> <p>3 (略)</p>

(高山市国民健康保険診療所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部改正)

第2条 高山市国民健康保険診療所の使用料及び手数料の徴収に関する条例（平成16年高山市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改 正 前				改 正 後			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
区分	単位	金額	備考	区分	単位	金額	備考
診療料の項～健康診断料の項 (略)				診療料の項～健康診断料の項 (略)			
予防接種料	1回につき	算定方法により算定した初診時基本診療料に、薬剤料、注射料及び検査料		予防接種料	1回につき	算定方法により算定した初診時基本診療料に、薬剤料、注射料及び検査料	

を合算した額(消費税法別表第1第6号及び第8号に規定する療養、医療等以外のものに係る予防接種については、その額に100分の110を乗じて得た額)。ただし、市長が業務委託契約を締結した場合は、当該業務委託契約により算定した額

を合算した額(消費税法(昭和63年法律第108号)別表第2第6号及び第8号に規定する療養、医療等以外のものに係る予防接種については、その額に100分の110を乗じて得た額)。ただし、市長が業務委託契約を締結した場合は、当該業務委託契約により算定した額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。